

憲法 9 条の力

2004.9.4 オロフレ山ろくピースアクション

奥野垣久（室蘭工業大学）

はじめに

私たちは、あまりにも危うい社会に生きているのでは？

- 「早まる忘却のスピード」、イラクでの日本人質事件と「自己責任」論

1、憲法とは何か？

近代立憲主義...憲法によって権力を創るとともに、憲法によって権力を拘束

- 国家の最高法、授権規範、制限規範

憲法 9 9 条：天皇又は摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

近代憲法から現代憲法へ

近代憲法（19世紀）=自由国家、消極国家、夜警国家、「小さな政府」

資本主義の発達、産業革命 貧富の差、階級対立 労働運動

現代憲法（20世紀）=社会国家、積極国家、福祉国家、「大きな政府」

...国家による弱者保護のための活動、強者の経済活動を規制

財政赤字、経済のグローバル化（地球規模での競争

新自由主義（20世紀後）

...競争原理を前提に国家の仕事を縮小、予算の重点配置

2、日本国憲法の特徴

現代憲法としての日本国憲法

憲法 2 2 条：何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由をする。

憲法 2 5 条：すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

：国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

「憲法は、全体として、福祉国家的理想のもとに、社会経済の均衡のとれた調和的発展を企図しており、その見地から、すべての国民にいわゆる生存権を保障し、その一環として、国民の勤労権を保障する等、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を要請していることは明らかである」（最大判1972.11.22）

徹底した平和主義

憲法前文：...日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。...

憲法 9 条：日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

：前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

- ・「信頼の原則」に立脚
- ・「人権」としての平和（平和的生存権） 「政策」としての平和
- ・非軍事平和主義一学説の多数説は自衛隊違憲 / 政府ですら「自衛のための必要最小限の実力」として自衛隊を合憲（専守防衛論）

3、今日の改憲論の「ねらい」 - 主として、自民党の改憲構想から

憲法9条を改定して、海外における自衛隊の活動の自由化

新自由主義改革の推進...スピーディに政治判断を実行。社会権の軽視

授權規範・制限規範としての憲法から、国家像・国民行為規範としての憲法へ

= 「新しいタイプの憲法は、何よりもまず、日本国民の意思を表明し、世界に対して国のあり方を示す一種の『宣言』としての意味合いを強く持つものでなければならない。そのことを通じて、これを国民と国家の強い規範として、国民一人ひとりがどのような価値を基本に行動をとるべきなのかを示すものであることが望ましい」(民主

国民の「常識」を援用しての国民管理(「非国民」づくり)

- 一部に常識に反する裁判、裁判官の報酬減額、司法への国民参加、犯罪被害者の権利

4、今なぜ、改憲論か？

経済のグローバル化にともなう日本の大企業の多国籍化。1985年の「プラザ合意」

新自由主義政策 ・ 民営化、規制緩和、地方分権

・ 福祉や教育に対する国家責任の縮小

・ 「弱者保護」よりも「個人の自立」「自己責任」

軍事大国化 自衛隊の海外派遣体制の確立で海外における日本の権益保護。アメリカ筆盟主とする国際秩序の中で、日本が上位の地位を占めたい欲求

「勝ち組」の企業、「勝ち組」の国家。一人ひとりの「暮らし」という視点の欠如

5、憲法9条の力

「戦争を止める最強のブレーキ」

・ 現在の政府といえども、憲法9条に縛られている

- 不可能な海外での武力行使、非核三原則、武器輸出三原則

・ 国民の平和運動の「支え」

「軍事によらない平和」という未来へ向けての平和構築の可能性 = 「国際貢献」

アジアを中心とした平和外交の「切り札」

むすびにかえて - 改憲策動を阻止し、改めて平和憲法を掲げよう

進行する改憲策動

・ 自民、氏主、公明による改憲案づくり

・ 国会では改憲派が多数。拮抗する国民世論

憲法96条：この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

それぞれの立場で運動しつつ、時に広く連帯する

「九条の会」、「憲法行脚の会」、そして室蘭、胆振で